

2021年度上半期の障害者虐待の状況について（速報値）

※数値については速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

（1）2021年度上半期における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2021年4月1日から2021年9月30日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計376件であり、うち虐待と判断された件数は118件だった。

虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」（以下、「養護者虐待」という。）に関する相談等が最も多く全体の55.3%を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待となっている。

虐待と判断された118件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の72%を占め、次いで、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下、「施設虐待」という。）、使用者による障害者虐待（以下、「使用者虐待」という。）となっている。上半期件数を単純に2倍して過年度と比較すると、次の傾向が予想される。

養護者虐待は、「相談・通報・届出件数」は減少傾向にあるが「虐待判断件数」は増加しており、虐待と判断される割合は高くなる。

施設虐待では、「相談・通報・届出件数」「虐待判断件数」とも増加しており、調査中の件数も考慮すると虐待と判断される割合も高くなる。

使用者虐待は、相談・通報・届出件数が概ね例年並みであるが、虐待と判断された件数は減少傾向にある。

表1 2021年度上半期の市町村等への障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	養護者			施設従事者			使用者			合計	
	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数
2021年度上半期	208件	85件 (調査中6件除く)	40.9%	118件	27件 (調査中21件除く)	22.9%	50件	6件 (調査中7件除く)	12%	376件	118件
2020年度	473件	147件	31.1%	200件	51件	25.5%	77件	22件	28.6%	750件	220件
2019年度	452件	119件	26.3%	153件	23件	15.0%	96件	34件	35.4%	701件	176件

※2019年度、2020年度の数値は、4月1日から翌年3月31日までの1年間分であり、対象期間が異なる。(以下同様)

※2020年度の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合がある。

(2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別 (表2)

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が43人と最も多く、次いで、知的障害が40人となっている。
 施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が25人と最も多く、続いて身体障害、精神障害となっている。
 使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が最も多く、続いて精神障害、身体障害となっている。
 いずれも、昨年度と同様の傾向である。

表2 虐待類型別の被虐待者の障害種別 (人)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他 ・不明	虐待判断件数
養護者	10 (33)	40 (55)	43 (70)	2 (2)	3 (3)	85件 (147)
施設	7 (10)	25 (49)	4 (6)	1 (2)	4 (6)	27件 (51)
使用者	2 (5)	7 (12)	3 (6)	1 (1)	0 (0)	6件 (22)
計	19 (48)	72 (116)	50 (82)	4 (5)	7 (9)	118件 (220)

※括弧内は2020年度の件数 (以下同様)

※重複障害者は二重計上しており、また、1件に複数の被虐待者が含まれる場合があるため、虐待判断件数とは合致しない。(以下同様)

(3) 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている(表3)。
 虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者虐待、施設従事者による虐待においては身体的虐待、使用者による虐待においては経済的虐待の割合が高い。

表3 虐待と判断された事案における虐待種別 (件)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	虐待判断件数
養護者	65 (111)	3 (3)	22 (38)	10 (8)	12 (18)	85件 (147)
施設	22 (32)	0 (5)	12 (27)	2 (3)	0 (0)	27件 (51)
使用者	0 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (3)	5 (18)	6件 (22)
計	87 (144)	3 (8)	36 (67)	12 (14)	17 (36)	118件 (220)

(4) 養護者による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察からの通報が最も多く99件、次いで相談支援専門員56件、本人・施設従事者がそれぞれ16件となっている(表7)。

表7 相談・通報・届出者の内訳

(件)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	警察	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
16 (85)	4 (17)	7 (8)	0 (1)	8 (15)	1 (1)	56 (95)	16 (46)	0 (1)	99 (176)	7 (36)	9 (21)	0 (7)	223 (509)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

②被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

虐待をした養護者は、親(父、母)が65.9%を占めている(表4)。

表4 被虐待者から見た虐待者の続柄(虐待と判断された事案)

(人)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	虐待判断件数
28(35)	28(32)	12(33)	3(4)	6(7)	2(4)	7(18)	12(19)	85件(147)

※複数の養護者からの虐待は二重計上しているため、表1とは合致しない。

③被虐待者の性別(虐待と判断された事案)

被虐待者の性別は、女性が71.8%を占めている(表5)。

表5 被虐待者の性別(虐待と判断された事案)

(人)

男性	女性	不明	虐待判断件数
25(49)	61(98)	0(0)	85件(147)

※同一事案で複数の被虐待者がいる場合があり、表1とは合致しない。(以下、同様)

④被虐待者の年齢(虐待と判断された事案)

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている(表6)。

表6 被虐待者の年齢(虐待と判断された事案)

(人)

～17歳	18・19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	虐待判断件数
0(0)	4(9)	15(10)	13(19)	10(5)	6(11)	7(14)	14(21)	6(17)	5(21)	6(15)	0(5)	0(0)	85件(147)

⑤虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案のうち、32.9%は分離を行った。65.9%は分離を行わなかった（表8）。

表8 虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案）

(人)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	虐待判断件数
28(43)	56(77)	1(24)	1(3)	85件(147)

⑥分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった（表9）。

表9 分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

(人)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
12(23)	1(2)	2(3)	7(7)	6(8)	28(43)

⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった（表10）。

表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

(人)

養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減等の事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用	サービス等利用計画見直し	障害福祉サービス以外を利用	その他（成年後見制度利用等）	見守り	分離を行わなかった
21(46)	1(0)	4(15)	9(15)	1(4)	5(15)	30(55)	56(77)

※複数の対応をしている場合は二重計上しているため、合計数は合致しない。

(5) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、当該施設・事業所設置者が25件、相談支援専門員が24件、当該施設・事業所職員が18件であり、当該施設・事業所からの相談・通報は全体の35.8%であった（表11）。

表11 相談・通報・届出者の内訳

(件)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	警察	その他、匿名	計
4(35)	8(25)	4(12)	24(31)	25(23)	18(57)	12(7)	1(4)	4(11)	5(10)	4(0)	11(22)	120(237)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表1とは合致しない。

②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案）

事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く13件で、全体の約半数を占めている（表12）。

表12 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案）

(件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	行動援護	放課後等デイサービス	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労移行支援	その他	虐待判断件数
2 (6)	5 (12)	13 (12)	2 (0)	0 (2)	2 (5)	0 (4)	2 (4)	0 (1)	1 (5)	27 (51)



介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
8	4	1

※2021年度より内訳を照会したため、前年度の件数は不明。

③虐待者の職種（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案における虐待者の職種の内訳は表13のとおりであり、生活支援員が15件で最も多く、世話人が10件、管理者3件、設置者・経営者2件と続いている（表13）。

表13 虐待者の職種（虐待と判断された事案）

(件)

サビ管	管理者	医師	設置者・経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援専門員	地域移行支援員	指導員
1 (5)	3 (5)	0 (0)	2 (4)	0 (2)	15 (15)	0 (3)	0 (1)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
保育士	児発官	児童指導員	栄養士・調理員	訪問支援員	居宅介護従業者	重度訪問介護従業者	行動援護従業者	同行援護従業者	その他従事者	不明	虐待判断件数
0 (0)	0 (2)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	2 (3)	2 (0)	27 (51)

※虐待者が兼任している場合は、二重計上しているため、虐待判断件数とは合致しない。

(6) 利用者による障害者虐待

①業種別の虐待と判断された事案の件数

業種別の虐待と判断された事案の件数は、医療・福祉が最も多く4件となっており、半分は就労継続支援A型事業所である(表14)。

表14 業種別の虐待と判断された事案の件数

(件)

農業、 林業	漁業	鉱業、 採石 業、砂 利採取 業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療・ 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	計	うち、 就労継 続支援 A型
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (6)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (7)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (22)	2 (0)

②被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主がほとんどとなっている(表15)。

表15 被虐待者から見た虐待者の身分(虐待と判断された事案)

(件)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
4 (21)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	6 (22)

③被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

表16 被虐待者の雇用形態(虐待と判断された事案)

(人)

正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他	不明	計
0 (11)	2 (10)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	9 (1)	12 (22)

※同一事案に対して、複数の被虐待者がいる場合があるため、表1とは合致しない。